

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準新

旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧						新					
第1条～第13条（略） 別表（第4条関係）						第1条～第13条（略） 別表（第4条関係）					
区分	番号	処分事由	関係条項	量定		区分	番号	処分事由	関係条項	量定	
風俗営業者に対する許可の取消し又は法に基づく営業停止命令（法第26条第1項）	1	無許可風俗営業	法第3条第1項及び第49条第1項	A		風俗営業者に対する許可の取消し又は法に基づく営業停止命令（法第26条第1項）	1	無許可風俗営業	法第3条第1項及び第49条第1号	A	
	37	未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第22条第1項第6号及び第50条第1項第4号	B			37	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第22条第1項第6号及び第50条第1項第4号	B	
	1	刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利		A			1	刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利		A	

	為	又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)			
	2	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B	
	9	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B	
	為	又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)			
	2	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条、 <u>第177条、第179条から第182条まで</u> 、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B	
	9	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B	
	10	<u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第2条から第6条までの罪に当た</u>		B	

[illegible]

	業務に従事させていたもの				業務に従事させていたもの			
<u>1 6</u>	出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為（ <u>1 5</u> の項に規定するものを除く。）		B		<u>1 7</u>	出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為（ <u>1 6</u> の項に規定するものを除く。）		B
<u>1 7</u>	出入国管理及び難民認定法第 7 4 条から第 7 4 条の 6 まで又は第 7 4 条の 8 の罪に当たる違法な行為		C		<u>1 8</u>	出入国管理及び難民認定法第 7 4 条から第 7 4 条の 6 まで又は第 7 4 条の 8 の罪に当たる違法な行為		C
<u>1 8</u>	労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為		A		<u>1 9</u>	労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為		A
<u>1 9</u>	<u>大麻取締法（昭和 2 3 年法律第 1 2 4 号）第 2 4 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 2 4 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 2 4 条の 7 の罪に当たる違法な行為</u>		<u>B</u>					
2 1	<u>覚せい剤取締法（昭和 2 6 年法律第 2 5 2 号）第 4 1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 4 1 条の 3（同法第 1 9 条若しくは第 2 0 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 4 1 条の 4（同法第 3 0 条の 7、第 3 0 条の 9（譲渡に係る部分に限る。）又は第 3 0 条の 1 1（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 4 1 条の 1 1 又は第 4 1 条の 1 3 の罪に</u> 当たる違法な行為		B		2 1	<u>覚醒剤取締法（昭和 2 6 年法律第 2 5 2 号）第 4 1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 4 1 条の 3（同法第 1 9 条若しくは第 2 0 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 4 1 条の 4（同法第 3 0 条の 7、第 3 0 条の 9 第 1 項（譲渡に係る部分に限る。）又は第 3 0 条の 1 1（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 4 1 条の 1 1 又は第 4 1 条の 1 3 の罪に</u> 当たる違法な行為		B

3 4	<u>未成年者飲酒禁止法</u> （大正 1 1 年法律第 2 0 号）第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為（ <u>未成年者</u> の飲酒又は親権者等の不制止）	<u>未成年者飲酒禁止法</u> 第 3 条第 2 項	F
3 5	<u>未成年者飲酒禁止法</u> 第 1 条第 3 項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	<u>未成年者飲酒禁止法</u> 第 3 条第 1 項	D
3 6	<u>未成年者喫煙禁止法</u> （明治 3 3 年法律第 3 3 号）第 1 条（ <u>未成年者</u> の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第 3 条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
3 7	<u>未成年者喫煙禁止法</u> 第 5 条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売）		D
3 8	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和 3 6 年法律第 1 0 3 号）第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 2 項の罪に当たる違法な行為（ <u>めいてい者</u> の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 2 項	F
4 1	食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 6 条若しくは <u>第 5 2 条第 1 項</u> の規定に違反する行為又は同法 <u>第 7 1 条第 1 項第 3 号</u> 若しくは <u>第 7 3 条第 4 号</u> 若しくは第 5 号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれ	食品衛生法 <u>第 5 1 条、第 5 2 条第 3 項、第 5 4 条第 1 項、第 5 5 条、第 5 6 条、第 7 1 条第 1 項第</u>	D

3 4	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> （大正 1 1 年法律第 2 0 号）第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為（ <u>二十歳未満の者</u> の飲酒又は親権者等の不制止）	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 3 条第 2 項	F
3 5	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 1 条第 3 項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 3 条第 1 項	D
3 6	<u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> （明治 3 3 年法律第 3 3 号）第 1 条（ <u>二十歳未満の者</u> の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第 3 条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
3 7	<u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 5 条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売）		D
3 8	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和 3 6 年法律第 1 0 3 号）第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 2 項の罪に ^{めいてい} 当たる違法な行為（ <u>酩酊者</u> の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 2 項	F
4 1	食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 6 条若しくは <u>第 5 5 条第 1 項</u> の規定に違反する行為又は同法 <u>第 8 1 条第 1 項第 3 号</u> 若しくは <u>第 8 3 条第 4 号</u> 若しくは第 5 号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれ	食品衛生法 <u>第 5 4 条、第 5 5 条第 3 項、第 5 9 条第 1 項、第 6 0 条、第 6 1 条、第 8 1 条第 1 項第</u>	D

		がある食品の販売、 無許可営業、営業停 止命令違反等)	<u>1号</u> 及び 第2項並 びに <u>第7 2条第1 項</u> 及び第 2項			がある食品の販売、 無許可営業、営業停 止命令違反等)	<u>1号</u> 及び 第2項並 びに <u>第8 2条第1 項</u> 及び第 2項		
	4 5	道路交通法（昭和 35年法律第105 号）第77条第1項 の規定に違反する行 為（無許可道路使用 ）	道路交通 法 <u>第11 9条第1 項第12 号の4</u>		E	4 5	道路交通法（昭和 35年法律第105 号）第77条第1項 の規定に違反する行 為（無許可道路使用 ）	道路交通 法 <u>第11 9条第2 項第7号</u>	E
店	法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為					店	法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為		
舗						舗			
型	9	<u>未成年者</u> に対する 酒類・たばこ提供禁 止違反の罪	法第28 条第12 項第5号 及び第5 0条第1 項第5号		B	9	<u>二十歳未満の者</u> に 対する酒類・たばこ 提供禁止違反の罪	法第28 条第12 項第5号 及び第5 0条第1 項第5号	B
性									
風									
俗									
特									
殊									
営									
業									
を									
営									
む									
者									
に									
対									
す									
る									
営									
業									
停									
止									
命									
令									
（									
法									
第									
3	1	刑法第174条、 第175条、 <u>第18 2条</u> 、第185条、			A	1	刑法第174条、 第175条、 <u>第18 3条</u> 、第185条、		A

	0条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為	第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
	6	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
	<u>7</u>	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第		A
	0条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為	第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
	6	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
	<u>7</u>	<u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為</u>		<u>B</u>
	<u>8</u>	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第		A

		119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為		
	<u>8</u>	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
	<u>9</u>	児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
	<u>10</u>	児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
	<u>11</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
	<u>12</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為（ <u>11</u> の項に規定するものを除く。）		B
	<u>13</u>	労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
政令で定める重大な不正行為	1	刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条から <u>第179条まで</u> 、 <u>第181条</u> 又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
	3	2の項に規定する		D

		119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為		
	<u>9</u>	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
	<u>10</u>	児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
	<u>11</u>	児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
	<u>12</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
	<u>13</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為（ <u>12</u> の項に規定するものを除く。）		B
	<u>14</u>	労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
政令で定める重大な不正行為	1	刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、 <u>第177条、第179条から第182条まで</u> 又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
	3	2の項に規定する		D

	手段によって、客に同項(1)、(2)若しくは(3)に掲げる役務（同(2)に掲げる役務にあっては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第2条第6項第5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為				手段によって、客に同項(1)、(2)若しくは(3)に掲げる役務（同(2)に掲げる役務にあっては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第2条第6項第5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為			
<u>4</u>	<u>大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為</u>		<u>B</u>					
<u>5</u>	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D		<u>4</u>	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D
<u>6</u>	<u>覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為</u>		B		<u>5</u>	<u>覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為</u>		B
<u>7</u>	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所		B		<u>6</u>	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所		B

		持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
		<u>8</u> あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
		<u>9</u> 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>10</u> 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>11</u> 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>12</u> モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>13</u> スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
無店舗型性	法に規定す			
	11	<u>未成年者</u> に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の3第2項（第28条第	B

		持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
		<u>7</u> あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
		<u>8</u> 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>9</u> 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>10</u> 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>11</u> モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>12</u> スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
無店舗型性	法に規定す			
	11	<u>二十歳未満の者</u> に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の3第2項（第28条第	B

風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号）	る罪に当たる違法な行為		12項第5号）及び第50条第1項第5号	
	法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為	1	刑法第174条、第175条、 <u>第182条</u> 、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号）	る罪に当たる違法な行為		12項第5号）及び第50条第1項第5号	
	法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為	1	刑法第174条、第175条、 <u>第183条</u> 、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号）	る罪に当たる違法な行為		12項第5号）及び第50条第1項第5号	
	法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為	6	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B

政令で定める重大な不正行為	1	刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。） ）、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
	2	大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。） ）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為		B
	3	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D
	4	覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。） ）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。） ）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に に係る部分に限る。） ）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
	5	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。） ）、第64条の3		B
政令で定める重大な不正行為	1	刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。） ）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
	2	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D
	3	覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。） ）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。） ）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に に係る部分に限る。） ）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
	4	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。） ）、第64条の3		B

		(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
	<u>6</u>	あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
	<u>7</u>	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>8</u>	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>9</u>	小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>10</u>	モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>11</u>	スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>12</u>	暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体 の自由を不当に拘束する手段によって、 営業に従事する者の 意思に反して法第2 条第7項第1号に掲 げる営業に係る異性 の客に接触する役務		D

		(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
	<u>5</u>	あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
	<u>6</u>	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>7</u>	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>8</u>	小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>9</u>	モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>10</u>	スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>11</u>	暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体 の自由を不当に拘束する手段によって、 営業に従事する者の 意思に反して法第2 条第7項第1号に掲 げる営業に係る異性 の客に接触する役務		D

		を提供することを強制する行為		
		<u>1 3</u> <u>1 2</u> の項に規定する手段によって、客に同項に規定する役務の提供を受けること又は法第2条第7項第2号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第1項）	法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為	9 <u>未成年者</u> に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第31条の13第2項第6号及び第50条第1項第8号	B
	法第31	1 刑法第174条、第175条、 <u>第182条</u> 、第185条、第186条、第22		A

		を提供することを強制する行為		
		<u>1 2</u> <u>1 1</u> の項に規定する手段によって、客に同項に規定する役務の提供を受けること又は法第2条第7項第2号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第1項）	法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為	9 <u>二十歳未満の者</u> に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第31条の13第2項第6号及び第50条第1項第8号	B
	法第31	1 刑法第174条、第175条、 <u>第183条</u> 、第185条、第186条、第22		A

	条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為	4条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
	6	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
	<u>7</u>	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同		A
	条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為	4条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
	6	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
	<u>7</u>	<u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為</u>		<u>B</u>
	<u>8</u>	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同		A

		法第 6 1 条又は第 6 2 条に係る部分に限る。) (これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。) の罪に当たる違法な行為				法第 6 1 条又は第 6 2 条に係る部分に限る。) (これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。) の罪に当たる違法な行為				
		<u>8</u> 職業安定法第 6 3 条の罪に当たる違法な行為		A		<u>9</u> 職業安定法第 6 3 条の罪に当たる違法な行為		A		
		<u>9</u> 児童福祉法第 6 0 条第 1 項又は第 2 項 (同法第 3 4 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為		A		<u>1 0</u> 児童福祉法第 6 0 条第 1 項又は第 2 項 (同法第 3 4 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為		A		
		<u>1 0</u> 児童福祉法第 6 0 条第 2 項 (同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為		B		<u>1 1</u> 児童福祉法第 6 0 条第 2 項 (同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為		B		
		<u>1 1</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの		A		<u>1 2</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの		A		
		<u>1 2</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為 (<u>1 1</u> の項に規定するものを除く。)		B		<u>1 3</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為 (<u>1 2</u> の項に規定するものを除く。)		B		
		<u>1 3</u> 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為		A		<u>1 4</u> 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為		A		
政令で定める重大な不正行為	1	刑法第 1 3 6 条若しくは第 1 3 7 条 (これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第 1 3 9 条第 2 項、第 1 4 0 条、第 1 7 6 条から第 1 7 9 条まで、第 1 8 1 条又は第 1 8 7 条の罪に当たる違法な行為		B	政令で定める重大な不正行為	1	刑法第 1 3 6 条若しくは第 1 3 7 条 (これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第 1 3 9 条第 2 項、第 1 4 0 条、第 1 7 6 条、第 1 7 7 条、第 1 7 9 条から第 1 8 2 条まで又は第 1 8 7 条の罪に当たる違法な行為		B	
	<u>2</u>	大麻取締法第 2 4		B						

	条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為		
3	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D
4	覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）、又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）、又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
5	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の		B

2	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D
3	覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）、又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）、又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
4	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の		B

		2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
	<u>6</u>	あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
	<u>7</u>	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>8</u>	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>9</u>	小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>10</u>	モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>11</u>	スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
無店舗型電話異性照会営業を営む者に対する営	法第31条の20及び第31条の21第2項	1 刑法第174条、第175条、 <u>第182条</u> 、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2		A

業 停 止 命 令 （ 法 第 3 1 条 の 2 0 及 び 第 3 1 条 の 2 1 第 2 項 第 2 号 ）	第2号に掲げる罪に当たる違法な行為	又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
	6	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
	7	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為		A
	8	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
	9	児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当		A
業 停 止 命 令 （ 法 第 3 1 条 の 2 1 第 2 項 第 2 号 ）	第2号に掲げる罪に当たる違法な行為	又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
	6	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
	7	<u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為</u>		B
	8	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為		A
	9	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
	10	児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当		A

		たる違法な行為				たる違法な行為			
		<u>1 0</u> 児童福祉法第 6 0 条第 2 項（同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B		<u>1 1</u> 児童福祉法第 6 0 条第 2 項（同法第 3 4 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B	
		<u>1 1</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A		<u>1 2</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A	
		<u>1 2</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為（ <u>1 1</u> の項に規定するものを除く。）		B		<u>1 3</u> 出入国管理及び難民認定法第 7 3 条の 2 第 1 項の罪に当たる違法な行為（ <u>1 2</u> の項に規定するものを除く。）		B	
		<u>1 3</u> 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為		A		<u>1 4</u> 労働者派遣法第 5 8 条の罪に当たる違法な行為		A	
政令で定める重大な不正行為	1	刑法第 1 3 6 条若しくは第 1 3 7 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 1 3 9 条第 2 項、第 1 4 0 条、第 1 7 6 条から第 1 7 9 条まで、第 1 8 1 条又は第 1 8 7 条の罪に当たる違法な行為		B	政令で定める重大な不正行為	1	刑法第 1 3 6 条若しくは第 1 3 7 条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 1 3 9 条第 2 項、第 1 4 0 条、第 1 7 6 条、 <u>第 1 7 7 条、第 1 7 9 条から第 1 8 2 条まで</u> 又は第 1 8 7 条の罪に当たる違法な行為		B
	<u>2</u>	<u>大麻取締法第 2 4 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）</u> 、 <u>第 2 4 条の 3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第 2 4 条の 7 の罪に当たる違法な行為</u>		<u>B</u>					
	<u>3</u>	毒物及び劇物取締法第 2 4 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為		D		<u>2</u> 毒物及び劇物取締法第 2 4 条の 2 第 1 号の罪に当たる違法な行為		D	
	<u>4</u>	<u>覚せい剤取締法</u> 第 4 1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 4 1 条		B		<u>3</u> <u>覚醒剤取締法</u> 第 4 1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 4 1 条の		B	

	の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、 <u>第30条の9</u> （譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
<u>5</u>	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
<u>6</u>	あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
<u>7</u>	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
<u>8</u>	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当		D
	3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、 <u>第30条の9第1項</u> （譲渡に係る部分に限る。）、又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
<u>4</u>	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
<u>5</u>	あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
<u>6</u>	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
<u>7</u>	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当		D

		たる違法な行為		
		<u>9</u> 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>10</u> モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>11</u> スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25）	法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	31 <u>未成年者</u> に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第31条の23（第22条第1項第6号）及び第50条第1項第4号	B
	他の法令の規定に	1 刑法第174条、第175条、 <u>第182条</u> 、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項にお		A

		たる違法な行為		
		<u>8</u> 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>9</u> モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
		<u>10</u> スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25）	法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	31 <u>二十歳未満の者</u> に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第31条の23（第22条第1項第6号）及び第50条第1項第4号	B
	他の法令の規定に	1 刑法第174条、第175条、 <u>第183条</u> 、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項にお		A

	違反する行為	いて同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為			
	2	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B	
	9	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B	
	違反する行為	いて同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。))若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。))又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為			
	2	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条、 <u>第177条、第179条から第182条まで</u> 、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B	
	9	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B	
	<u>10</u>	<u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律</u>		<u>B</u>	

					<u>第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為</u>		
<u>10</u>	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為		A		<u>11</u>	労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）（これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）の罪に当たる違法な行為	A
<u>11</u>	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A		<u>12</u>	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
<u>12</u>	児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A		<u>13</u>	児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
<u>13</u>	児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B		<u>14</u>	児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
<u>14</u>	児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E		<u>15</u>	児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
<u>15</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A		<u>16</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
<u>16</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為（ <u>15</u> の項に規定するものを除く。）		B		<u>17</u>	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為（ <u>16</u> の項に規定するものを除く。）	B
<u>17</u>	出入国管理及び難民認定法第74条か		C		<u>18</u>	出入国管理及び難民認定法第74条か	C

	ら第74条の6まで又は第74条の8の罪に当たる違法な行為				ら第74条の6まで又は第74条の8の罪に当たる違法な行為			
18	労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A		19	労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
19	大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為		B					
21	覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B		21	覚せい剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
34	未成年者飲酒禁止法第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（未成年者の飲酒又は親権者等の不制止）	未成年者飲酒禁止法第3条第2項	F		34	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満ノ者ノ飲酒又は親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
35	未成年者飲酒禁止法第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	未成年者飲酒禁止法第3条第1項	D		35	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第	D

					の販売・供与)	3条第1項	
	3 6	<u>未成年者喫煙禁止法</u> 第1条（ <u>未成年者</u> の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第3条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F	3 6	<u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> 第1条（ <u>二十歳未満ノ者</u> の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第3条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為	F
	3 7	<u>未成年者喫煙禁止法</u> 第5条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売）		D	3 7	<u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> 第5条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売）	D
	3 8	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（ <u>めい</u> <u>い者</u> の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F	3 8	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（ <u>酩酊者</u> の粗野・乱暴な言動等）	F
	4 1	食品衛生法第6条若しくは <u>第52条第1項</u> の規定に違反する行為又は同法 <u>第71条第1項第3号</u> 若しくは <u>第73条第4号</u> 若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法 <u>第51条、第52条第3項、第54条第1項、第55条、第56条、第71条第1項第1号</u> 及び第2項並びに <u>第72条第1項</u> 及び第2項	D	4 1	食品衛生法第6条若しくは <u>第55条第1項</u> の規定に違反する行為又は同法 <u>第81条第1項第3号</u> 若しくは <u>第83条第4号</u> 若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	D
	4 5	道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法 <u>第119条第1項第12号の4</u>	E	4 5	道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	E
飲食店	法若し				飲食店		
	1 0	<u>未成年者</u> に対する酒類・たばこ提供禁	法第32条第3項	B	1 0	<u>二十歳未満ノ者</u> に対する酒類・たばこ	B

営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第2項）	くは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	止違反	（第22条第1項第6号）及び第50条第1項第4号		営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第2項）	くは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為	提供禁止違反	（第22条第1項第6号）及び第50条第1項第4号	
他の法令の規定に違反する行為	1	刑法第174条、第175条、 <u>第182条</u> 、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限		A	他の法令の規定に違反する行為	1	刑法第174条、第175条、 <u>第183条</u> 、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。））、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限		A

	る。以下この項において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
2	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
9	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
10	労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)(これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)の罪に当たる違法な行為		A
11	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
12	児童福祉法第60		A

	る。以下この項において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
2	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
9	児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
10	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為		B
11	労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)(これらの規定を労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)の罪に当たる違法な行為		A
12	職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
13	児童福祉法第60		A

	条第1項又は第2項 (同法第34条第1 項第5号、第7号又 は第9号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		
<u>1 3</u>	児童福祉法第60 条第2項(同法第3 4条第1項第4号の 3に係る部分に限る 。)の罪に当たる違 法な行為		B
<u>1 4</u>	児童福祉法第60 条第2項(同法第3 4条第1項第1号か ら第4号の2まで又 は第8号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		E
<u>1 5</u>	出入国管理及び難 民認定法第73条の 2第1項の罪に当た る違法な行為であっ て、飲食店営業にお いて客の接待その他 客に接する業務に従 事させていたもの		A
<u>1 6</u>	出入国管理及び難 民認定法第73条の 2第1項の罪に当た る違法な行為(<u>1 5</u> の項に規定するもの を除く。)		B
<u>1 7</u>	出入国管理及び難 民認定法第74条か ら第74条の6まで 又は第74条の8の 罪に当たる違法な行 為		C
<u>1 8</u>	労働者派遣法第5 8条の罪に当たる違 法な行為		A
<u>1 9</u>	<u>大麻取締法第24</u> <u>条の2(所持又は譲</u> <u>渡に係る部分に限る</u> <u>。)、第24条の3</u> <u>(大麻から製造され</u> <u>た医薬品の他人に対</u> <u>する施用又は施用の</u> <u>ための交付に係る部</u> <u>分に限る。)</u> 又は第 24条の7の罪に当 たる違法な行為		B
2 1	<u>覚せい剤取締法第</u>		B

	条第1項又は第2項 (同法第34条第1 項第5号、第7号又 は第9号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		
<u>1 4</u>	児童福祉法第60 条第2項(同法第3 4条第1項第4号の 3に係る部分に限る 。)の罪に当たる違 法な行為		B
<u>1 5</u>	児童福祉法第60 条第2項(同法第3 4条第1項第1号か ら第4号の2まで又 は第8号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		E
<u>1 6</u>	出入国管理及び難 民認定法第73条の 2第1項の罪に当た る違法な行為であっ て、飲食店営業にお いて客の接待その他 客に接する業務に従 事させていたもの		A
<u>1 7</u>	出入国管理及び難 民認定法第73条の 2第1項の罪に当た る違法な行為(<u>1 6</u> の項に規定するもの を除く。)		B
<u>1 8</u>	出入国管理及び難 民認定法第74条か ら第74条の6まで 又は第74条の8の 罪に当たる違法な行 為		C
<u>1 9</u>	労働者派遣法第5 8条の罪に当たる違 法な行為		A
2 1	<u>覚醒剤取締法第4</u>		B

	4 1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 3（同法第 1 9 条若しくは第 2 0 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 4（同法第 3 0 条の 7、 <u>第 3 0 条の 9</u> （譲渡に係る部分に限る。）又は第 3 0 条の 1 1（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 1 1 又は第 4 1 条の 1 3 の罪に当たる違法な行為				
3 4	<u>未成年者飲酒禁止法</u> 第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為（ <u>未成年者</u> の飲酒又は親権者等の不制止）	<u>未成年者飲酒禁止法</u> 第 3 条第 2 項	F		
3 5	<u>未成年者飲酒禁止法</u> 第 1 条第 3 項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	<u>未成年者飲酒禁止法</u> 第 3 条第 1 項	D		
3 6	<u>未成年者喫煙禁止法</u> 第 1 条（ <u>未成年者</u> の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第 3 条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F		
3 7	<u>未成年者喫煙禁止法</u> 第 5 条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売）		D		
3 8	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等	F		
	1 条の 2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 3（同法第 1 9 条若しくは第 2 0 条第 2 項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 4（同法第 3 0 条の 7、 <u>第 3 0 条の 9 第 1 項</u> （譲渡に係る部分に限る。）又は第 3 0 条の 1 1（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第 4 1 条の 1 1 又は第 4 1 条の 1 3 の罪に当たる違法な行為				
3 4	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為（ <u>二十歳未満の者</u> の飲酒又は親権者等の不制止）	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 3 条第 2 項	F		
3 5	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 1 条第 3 項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 3 条第 1 項	D		
3 6	<u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 1 条（ <u>二十歳未満の者</u> の喫煙禁止）の規定に違反する行為又は同法第 3 条（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F		
3 7	<u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> 第 5 条の罪に当たる違法な行為（たばこ・器具の販売）		D		
3 8	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等	F		

		第2項の罪に当たる違法な行為（ <u>めいてい者の粗野・乱暴な言動等</u> ）	に関する法律第4条第2項				第2項の罪に当たる違法な行為（ <u>酩酊者の粗野・乱暴な言動等</u> ）	に関する法律第4条第2項			
		<u>4 1</u> 食品衛生法第6条若しくは <u>第5 2条第1項</u> の規定に違反する行為又は同法 <u>第7 1条第1項第3号</u> 若しくは <u>第7 3条第4号</u> 若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法 <u>第5 1条、第5 2条第3項、第5 4条第1項、第5 5条、第5 6条、第7 1条第1項第1号</u> 及び第2項並びに <u>第7 2条第1項</u> 及び第2項	D			<u>4 1</u> 食品衛生法第6条若しくは <u>第5 5条第1項</u> の規定に違反する行為又は同法 <u>第8 1条第1項第3号</u> 若しくは <u>第8 3条第4号</u> 若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法 <u>第5 4条、第5 5条第3項、第5 9条第1項、第6 0条、第6 1条、第8 1条第1項第1号</u> 及び第2項並びに <u>第8 2条第1項</u> 及び第2項	D		
		<u>4 5</u> 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法 <u>第1 1 9条第1項第1 2号の4</u>	E			<u>4 5</u> 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法 <u>第1 1 9条第2項第7号</u>	E		
興行場営業（法第2条第6項第3号の営業を除く。）を	法に規定する罪	<u>2</u> 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪		A	興行場営業（法第2条第6項第3号の営業を除く。）を	法に規定する罪	<u>2</u> 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪		A		
							<u>3</u> <u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪</u>		B		

営む者に対する営業停止命令（法第35条）					
特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の2）	法に規定する罪	2	児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪		A
接客業務受	政令で定め	1	大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造され		B

営む者に対する営業停止命令（法第35条）					
特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の2）	法に規定する罪	2	児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪		A
接客業務受	政令で定め	3	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪		B

託営業を営む者に対する営業停止命令（法第35条の4第2項及び第4項第2号）	る重大な不正行為	<u>た医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為</u>		
	<u>2</u>	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>3</u>	<u>覚せい剤取締法</u> 第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、 <u>第30条の9</u> （譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
	<u>4</u>	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行		B
託営業を営む者に対する営業停止命令（法第35条の4第2項及び第4項第2号）	る重大な不正行為			
	<u>1</u>	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		D
	<u>2</u>	<u>覚醒剤取締法</u> 第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、 <u>第30条の9第1項</u> （譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
	<u>3</u>	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行		B

	為				為			
	<u>5</u> あへん法第52条 (譲渡又は所持に係 る部分に限る。)、 第54条の3又は第 55条第1号の罪に 当たる違法な行為		B		<u>4</u> あへん法第52条 (譲渡又は所持に係 る部分に限る。)、 第54条の3又は第 55条第1号の罪に 当たる違法な行為		B	
	<u>6</u> 刑法第174条、 第175条、 <u>第18 2条</u> 、第224条、 第225条(営利又 はわいせつの目的に 係る部分に限る。以 下この項において同 じ。)、第226条 、第226条の2(第 3項については、 営利又はわいせつの 目的に係る部分に限 る。以下この項にお いて同じ。)、第2 26条の3、第22 7条第1項(同法第 224条、第225 条、第226条、第 226条の2又は第 226条の3の罪を 犯した者をほう助す る目的に係る部分に 限る。以下この項に おいて同じ。))若し くは第3項(営利又 はわいせつの目的に 係る部分に限る。以 下この項において同 じ。))又は第228 条(同法第224条 、第225条、第2 26条、第226条 の2、第226条の 3又は第227条第 1項若しくは第3項 に係る部分に限る。))の罪に当たる違法 な行為		A		<u>5</u> 刑法第174条、 第175条、 <u>第18 3条</u> 、第224条、 第225条(営利又 はわいせつの目的に 係る部分に限る。以 下この項において同 じ。)、第226条 、第226条の2(第 3項については、 営利又はわいせつの 目的に係る部分に限 る。以下この項にお いて同じ。))、第2 26条の3、第22 7条第1項(同法第 224条、第225 条、第226条、第 226条の2又は第 226条の3の罪を 犯した者をほう助す る目的に係る部分に 限る。以下この項に おいて同じ。))若し くは第3項(営利又 はわいせつの目的に 係る部分に限る。以 下この項において同 じ。))又は第228 条(同法第224条 、第225条、第2 26条、第226条 の2、第226条の 3又は第227条第 1項若しくは第3項 に係る部分に限る。))の罪に当たる違法 な行為		A	
	<u>7</u> 刑法第136条若 しくは第137条(こ れらの規定中販売 又は販売目的の所持 に係る部分に限る。))、第139条第2 項、第140条、第 176条 <u>から第17 9条まで</u> 、 <u>第181 条</u> 又は第223条の 罪に当たる違法な行		B		<u>6</u> 刑法第136条若 しくは第137条(こ れらの規定中販売 又は販売目的の所持 に係る部分に限る。))、第139条第2 項、第140条、第 176条、 <u>第177 条</u> 、 <u>第179条から 第182条まで</u> 又は 第223条の罪に当		B	

		為		
		<u>8</u> 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）又は第4条（同号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
		<u>9</u> 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
		<u>10</u> 売春防止法第2章（第5条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
		<u>11</u> 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
		<u>12</u> 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
法の規定による指示に違反する行為	1	受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第35条の3第1号及び第2号並びに第35条の4第1項及び第4項第1号	C
備考 （略）				

		たる違法な行為		
		<u>7</u> 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）又は第4条（同号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
		<u>8</u> 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
		<u>9</u> 売春防止法第2章（第5条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
		<u>10</u> 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
		<u>11</u> 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為		B
		<u>12</u> <u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為</u>		B
法の規定による指示に違反する行為	1	受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第35条の3第1号及び第2号並びに第35条の4第1項及び第4項第1号	C
備考 （略）				

